

内子町新型インフルエンザ等対策行動計画の概要（令和8年3月1日改定）

1 概要

内子町新型インフルエンザ等対策行動計画（町行動計画）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）に基づき、国が策定する新型インフルエンザ等対策政府行動計画（政府行動計画）及び県が策定する愛媛県新型インフルエンザ等対策行動計画（県行動計画）を踏まえて策定するもので、新型インフルエンザ等による感染症危機が発生した場合に備え、平時の準備や感染症発生時の対策の内容を示すものとして、平成27年1月に策定した。

令和4年の感染症法改正等により、日頃から有事に備えた検査体制や医療提供体制等の構築の準備が推進されたことや、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応の経験を踏まえ、令和6年7月に政府行動計画が抜本的に改定された。

今般、令和7年3月に県行動計画が改定されたことを受け、町行動計画を改定し、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事には迅速かつ着実に必要な対策の実施を目指す。

2 対策項目（7項目）

新…改定により新規に追加

①実施体制

- ・町行動計画の作成・変更
- ・国、県、医療機関等と相互に連携し、実効的な対策を講じる体制を整備
- ・平時における人材確保・育成や実践的な訓練による対応力の強化、有事には必要に応じ町対策本部を設置し、対策に係る措置の準備

③まん延防止

- ・換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及
- ・不要不急の外出を控えること等の有事の対応等の理解促進

⑥物資

- ・感染症対策物資等の備蓄、備蓄状況の確認

新

②情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ・住民等への感染症危機に関する情報提供・共有
- ・双方向のコミュニケーションの体制整備（コールセンター等の設置）
- ・感染症危機下での偏見・差別等や偽・誤情報への対応

④ワクチン

- ・ワクチン接種に必要な資材の確保
- ・予防接種を行うための体制を整備
- ・町が実施する予防接種の情報に加え、国が提供・共有する情報について、町民へ周知

新

⑦住民の生活及び地域経済の安定の確保

- ・有事の際の支援の実施に係る行政手続きや支援金等の給付・交付等について適切な仕組みを整備
- ・必要な食料品や生活必需品等の備蓄
- ・生活支援を要する者への支援
- ・教育及び学びの継続に関する取組等への支援
- ・事業者に対する支援

⑤保健

- ・県が実施する健康観察及び生活支援への協力

新

3 計画の位置付けと見直し

国は、感染症法の計画等の見直し状況や整合性等を踏まえ、おおむね6年ごとに政府行動計画を見直し、必要に応じ改定する予定。それに伴い、県行動計画の見直しが行われた場合、町は、これに合わせて町行動計画の見直しを行う。

政府行動計画【特措法第6条】



県行動計画【特措法第7条】

→ 則して策定

町行動計画【特措法第8条】